

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年5月21日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）（以下「当ファンド」といいます。）

愛称として「MYコア（年1回決算型）」という名称を用いることがあります。

当ファンドには、運用にかかる基本方針、主要投資対象、投資態度等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針等を異にする「明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）」があり、それぞれをあるいは総称して「明治安田先進国コアファンド」および「MYコア」という名称を用いることがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.7%（税抜2.5%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

**( 6 ) 【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

**( 7 ) 【申込期間】**

平成30年5月22日から平成30年11月20日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「( 8 ) 申込取扱場所」をご参照下さい。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

株式会社証券保管振替機構

**( 12 ) 【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年1回（2月21日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 11 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）は、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ） 資産複合

#### < 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信	日々 その他 ( )	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)資産配分変更型))		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

## &lt;属性区分表（網掛け表示部分）の定義&gt;

## その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

## 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

## 為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

主として「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」、および「明治安田マネーパール・マザーファンド」（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を主要投資対象とします。

## 特色

主に日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。

当ファンドの投資対象国は、主として先進国（日本を含む）です。投資対象資産は、信用度が高いと考えられる債券および流動性が高いと考えられる株式です。

当ファンドにおける先進国とは、原則としてFTSE世界国債インデックスもしくはMSCI-KOKUSAIの構成国、および同指数の参考国のうち、投資対象国として適切と委託会社が判断した国を指します。ただし、投資対象国は将来変更される事があります。

## 特色

リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分比率を決定し、当社運用プロセスに基づき資産配分比率を見直します。

基本資産配分を原則年1回決定し、定性判断と定量判断により、資産配分比率を機動的に変更します。基本資産配分比率のポートフォリオでは、想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。

市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行うことがあります。

定量判断では、当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

## 特色

毎年2月21日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

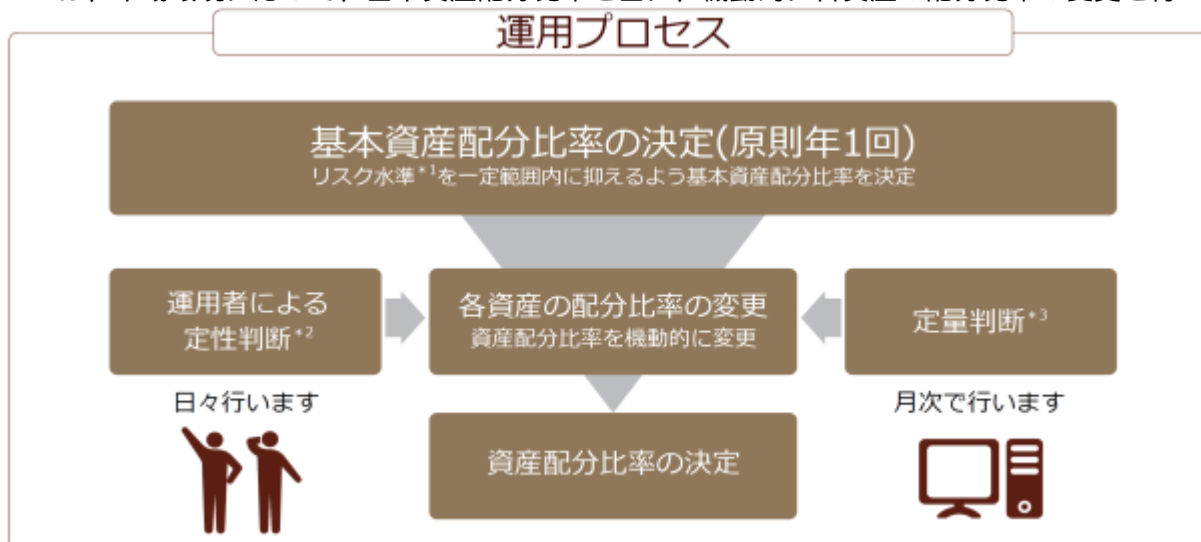
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドへの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて見直します。

## 当ファンドの資産配分の考え方

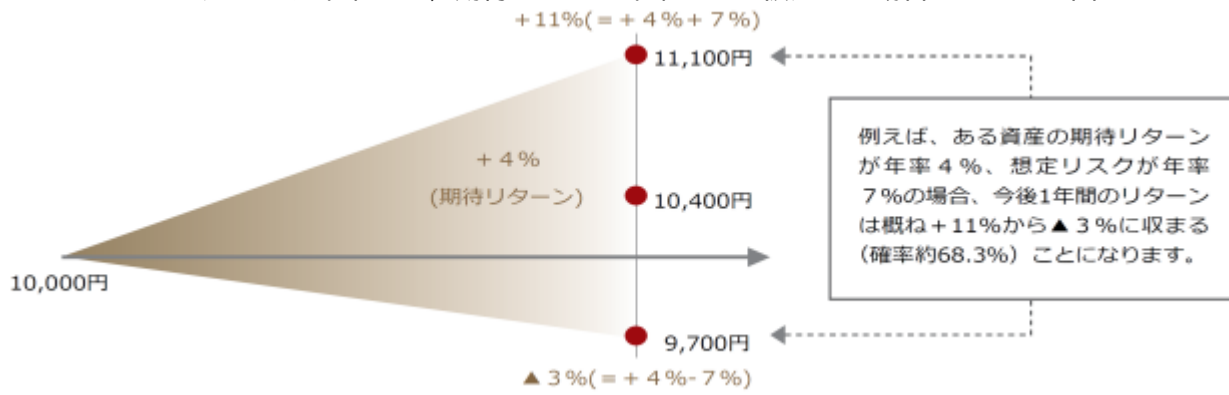
市場の各局面において一定のリスク水準の範囲内で、より優位と思われる資産の配分比率を高めます。市場の局面によって、高リスク資産と低リスク資産の価格の動きは大きく異なります。当ファンドは、市場環境に応じて、基本資産配分比率を基に、機動的に各資産の配分比率の変更を行います。



運用プロセスは今後変更になる可能性があります。

- \*1 リスク水準とは、各資産の過去の価格データ（インデックス・リターン）を基に算出した将来実現することが予想されるファンドの中長期的なリターンの振れ幅です。当ファンドでは、基本資産配分比率のポートフォリオにおける想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。
- \*2 世界のさまざまな指標等の動きをもとに運用者が判断を行います。
- \*3 当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

< 想定リスク年率7%、期待リターン年率4%と仮定した場合のイメージ図 >



上記のリスクに関する説明は、一般的な概念を示したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料では、高リスク資産、および低リスク資産を、以下のとおり位置付けています。

高リスク資産：国内株式、外国株式（または先進国株式ということがあります。）、外国債券（または先進国債券ということがあります。）

低リスク資産：ヘッジ付外国債券（またはヘッジ付先進国債券ということがあります。）、国内債券  
上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

市場環境によっては、定性判断あるいは定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行うことがあります。

定量判断では当社独自の価格下落抑制ルール\*を適用します。市場環境が急変した時は、高リスク資産の配分比率を0%にすることもあります。

## 市場環境に応じた資産配分比率の変更例(イメージ)

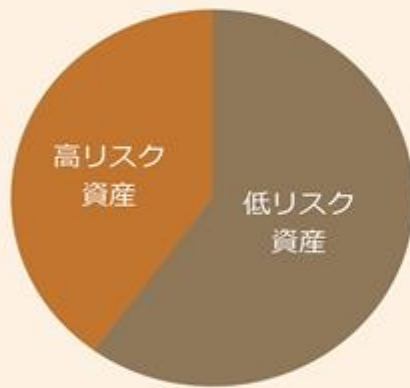
### 高リスク資産の上昇局面

景気拡大期：株式等の高リスク資産が上昇  
円安局面：外国資産等の高リスク資産が上昇

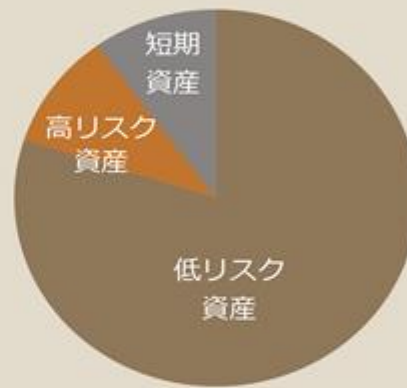
### 高リスク資産の下落局面

景気後退期、金利低下局面：国内債券等の低リスク資産が優位  
円高局面：国内債券、ヘッジ付外国債券等の低リスク資産が優位

### 高リスク資産の資産配分比率増加



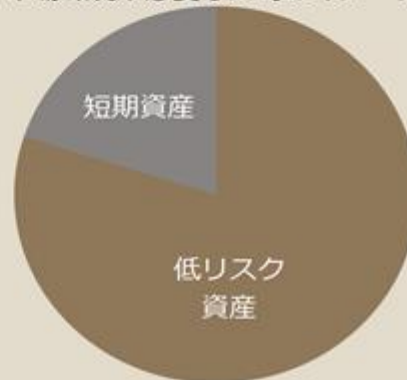
### 低リスク資産(短期資産を含む)の資産配分比率増加



### (\*) 価格下落抑制ルールについて

- 市場動向を把握するためのリスク管理指標(\*1)による判定を毎月行い、同指標の1ヵ月の下落率が一定割合(\*2)を超えた場合には、運用者の定性判断に関わらず、高リスク資産(国内株式、外国株式、外国債券)の配分比率を0%にすることがあります。
  - 高リスク資産の配分比率が0%の状態を一定期間(2ヵ月以上)継続した後、同指標に改善がみられた場合は、高リスク資産の組入れを再開します。
- (\*1)運用者の定性判断を補完するために、当社独自の手法に基づき算出した指標です。
- (\*2)この割合は、長期のシミュレーションの結果で決定しますので、将来において変更されることがあります。

### 市場環境が急変した時のイメージ



上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## マザーファンドで使用するベンチマークについて

### 国内債券

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

### 外国債券

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 国内株式

東証株価指数（TOPIX）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所 市場第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

### 外国株式

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAIに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## （２）【ファンドの沿革】

平成27年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

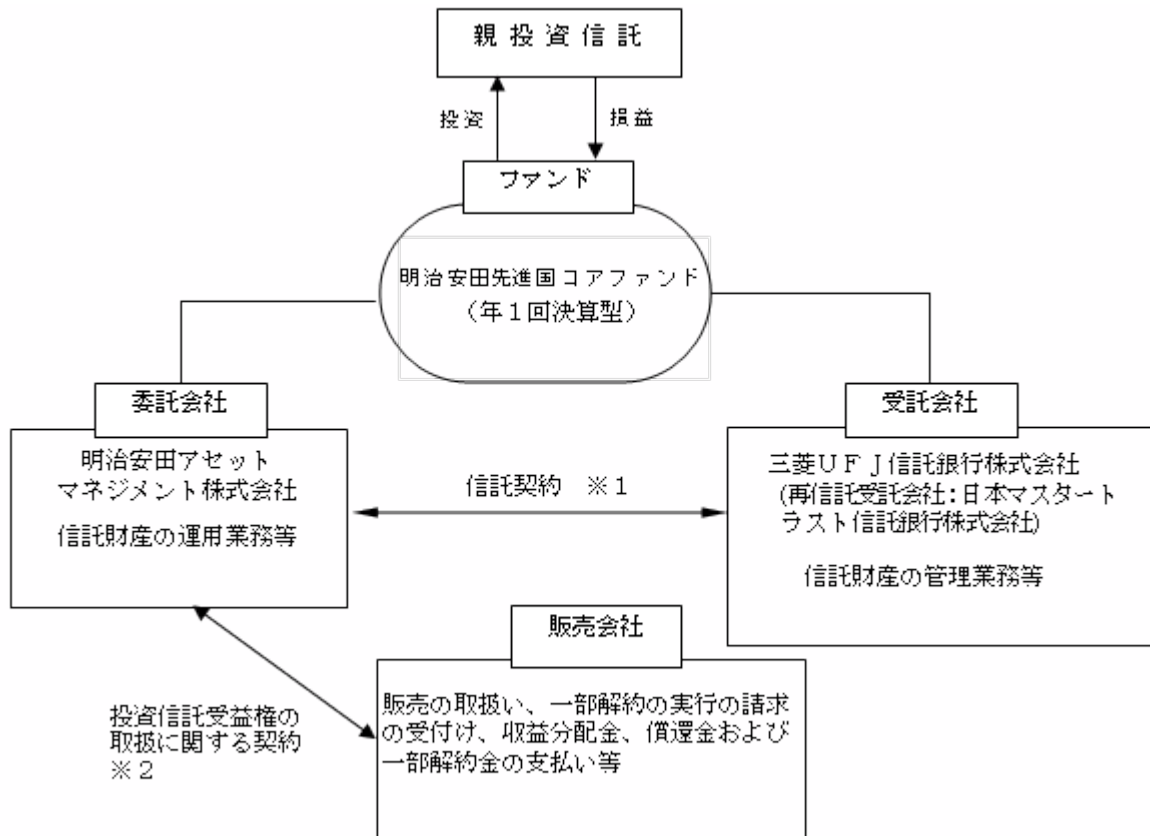
「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託会社は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42 44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2 2 2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）」

#### 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

#### 投資対象

主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンドの（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）各受益証券を投資対象とします。

#### 投資態度

1. 主として、直接あるいはマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
2. リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分を決定し、当社運用プロセスに基づき各マザーファンドの資産配分比率を見直します。また、市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行う場合があります。なお、基本資産配分比率は原則として年1回見直します。
3. 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。ただし、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」における為替ヘッジ等は除きます。  
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## （ご参考）マザーファンド

「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」

### （１）基本方針

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の動きを上回る投資成果を目標として運用を行います。

### （２）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

### （３）投資態度

主として東京証券取引所市場第一部上場銘柄に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）をベンチマークとし、これを安定的に上回る投資成果を目指します。

株式の銘柄選定ならびにポートフォリオの構築にあたっては、当社独自のクオンツモデルに基づく定量分析およびポートフォリオ・マネジャーによる定性評価をもちいて行います。

組入銘柄は適宜見直しを行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

### （４）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3合の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

### (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### (2) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

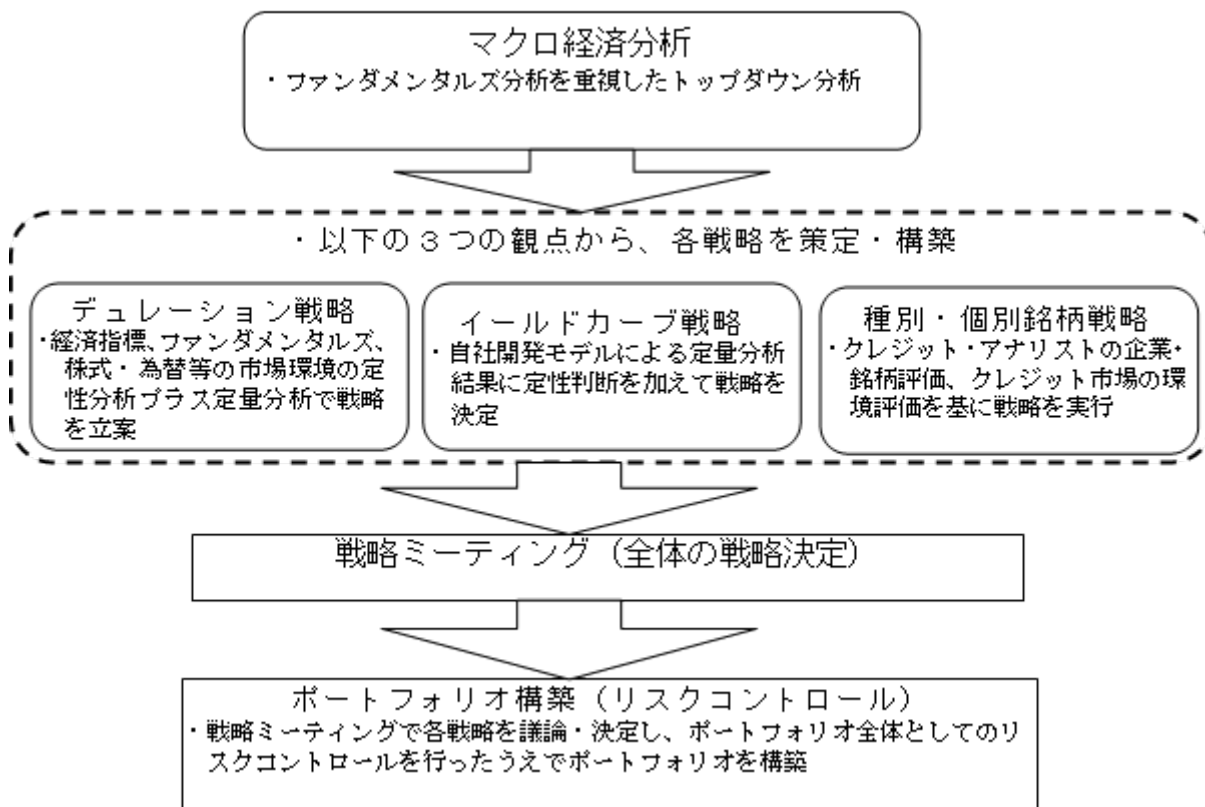
### (3) 投資態度

「NOMURA BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ。）。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

### (4) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入りを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

## (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## (2) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

## (3) 投資態度

MSCI KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

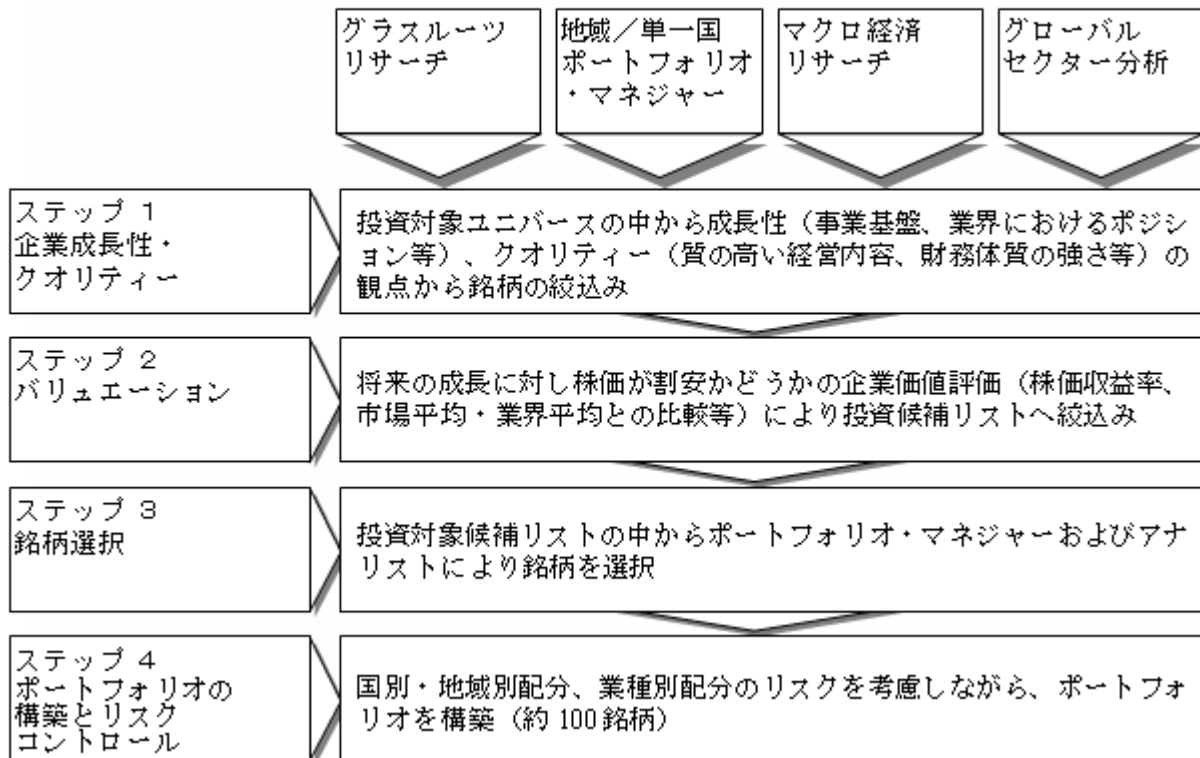
MSCI KOKUSAIに採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

1. 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
2. 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
3. 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

## 運用プロセスの概要



銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## (4) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。



同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入を約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## (2) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

## (3) 投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

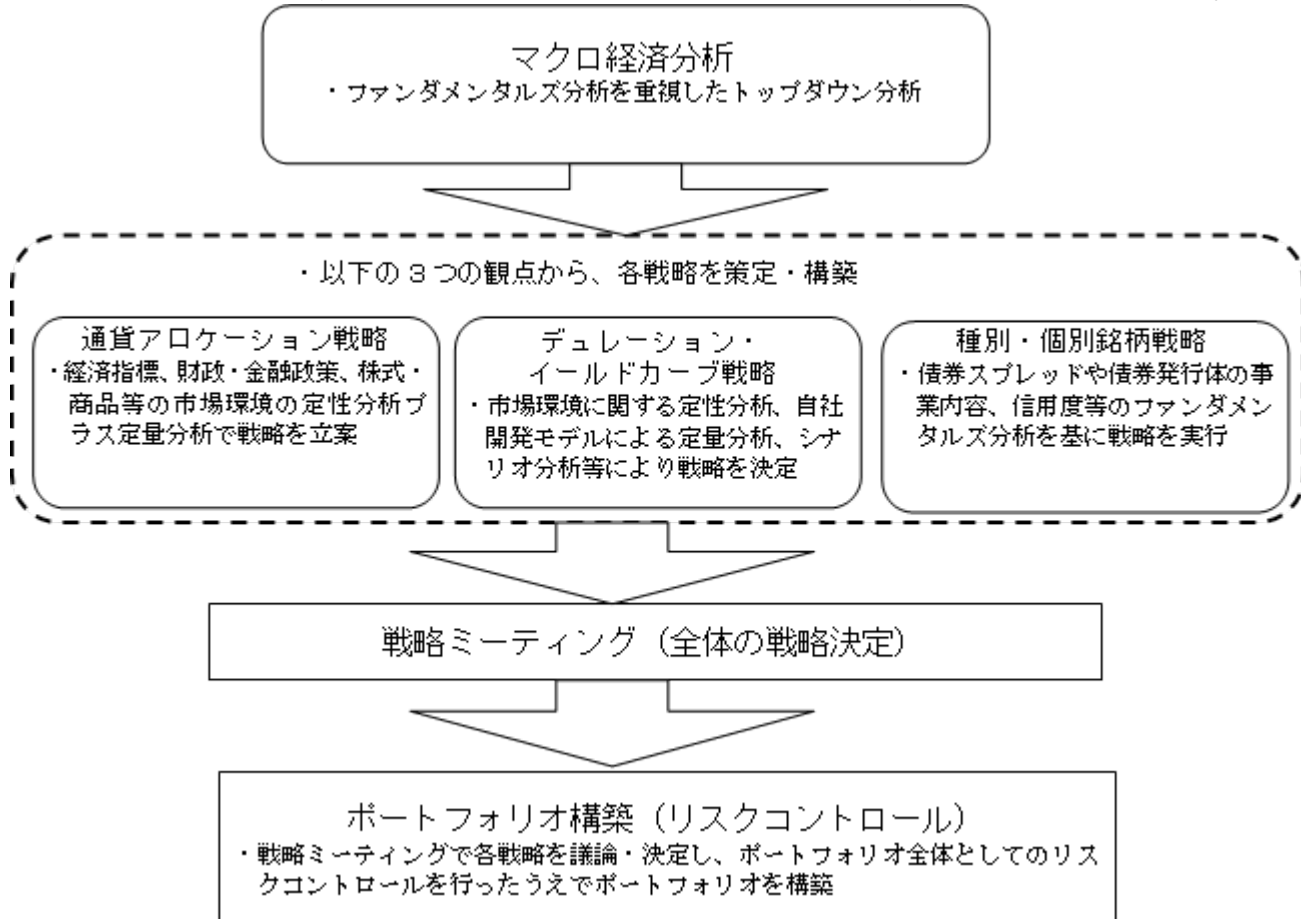
シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## (4) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入を約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」

## (1) 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）を中長期的に上回る運用成果を目指します。

## (2) 投資対象

主としてベンチマークを構成する日本を除く先進主要各国の公社債を中心に投資します。なお、ベンチマーク構成国の事業債等に投資する場合があります。

## (3) 投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、日本を除く先進主要各国の公社債を中心に分散投資を行います。

信用リスクの低減を図るため、組入れ債券の格付けは原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

## (4) 投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託を除きます）への投資割合は、資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引は、約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

## 「明治安田マネープール・マザーファンド」

## (1) 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## (2) 投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

## (3) 投資態度

国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。

ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

## (4) 投資制限

株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

上記各マザーファンドにおいて、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**（２）【投資対象】**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託会社に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

前、において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### （３）【運用体制】

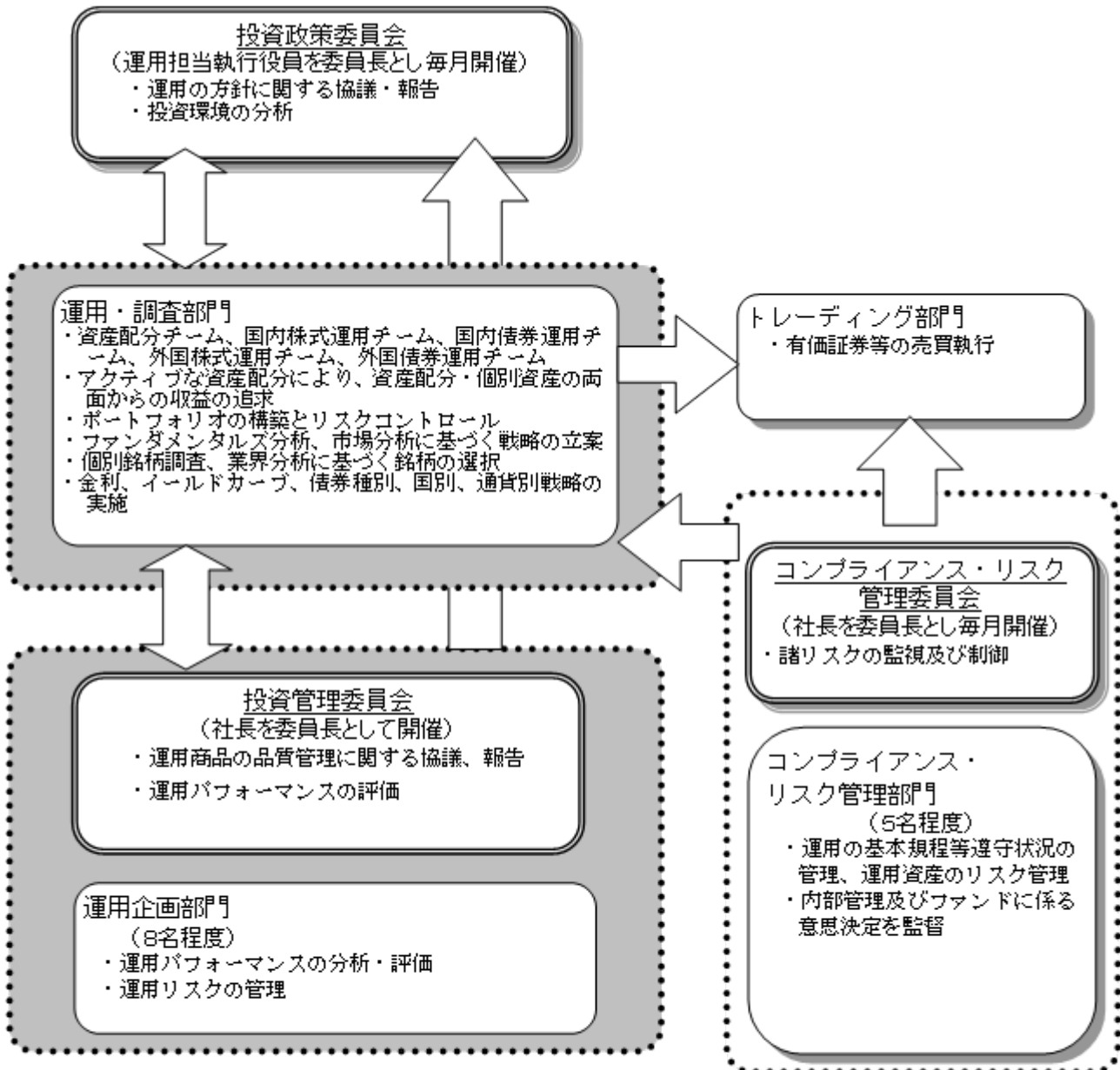
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書作成日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >



当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎年1回(2月21日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
4. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として決算日から起算して5営業日までに)、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

##### <投資信託約款に基づく投資制限>

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託(ETF)を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 同一銘柄の株式等への投資制限

- 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 前1.と2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 信用取引の指図範囲

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 前1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 前2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <法律等で規制される投資制限>

##### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### 値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

a. 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

b. ヘッジ付外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

##### 5. 運用戦略に関するリスク

当ファンドは、各資産の実質組入比率を機動的に変更することにより、価格下落リスクを抑制することを目指していますが、一定の基準価額水準を保証するものではありません。また、市場の想定外の大きな変動等により、運用戦略が効果的に機能しない場合、価格下落リスクの抑制や市場上昇への追従ができない可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他のリスク・留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

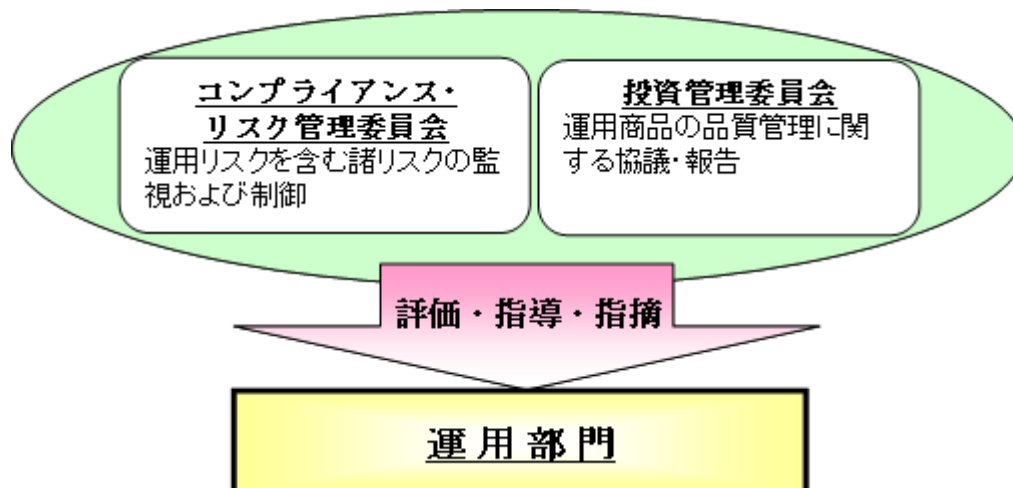
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

## 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

## 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2013年4月～2018年3月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。



## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.7%（税抜2.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料、信託財産留保額はありませぬ。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.2744%（税抜1.18%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.486%（税抜0.45%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.756%（税抜0.7%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.2744%（税抜1.18%）	運用管理費用（信託報酬） = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されませぬ。

税率
----

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）
---------------------------

< 一部解約時および償還時に対する課税 >

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

### 個別元本方式について

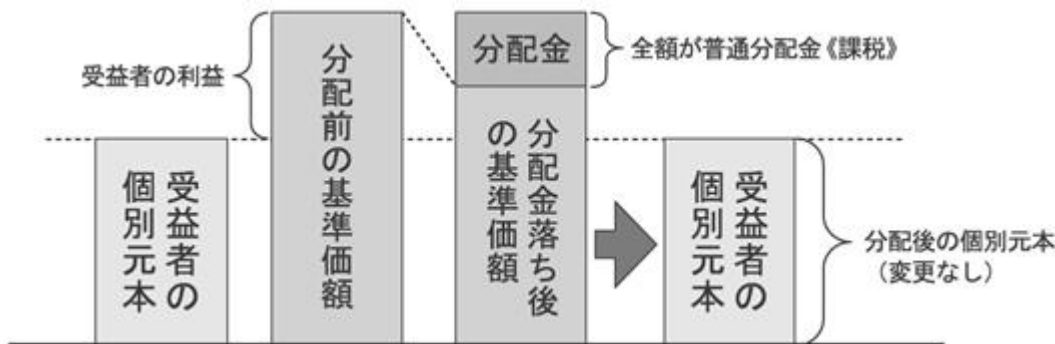
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金の課税について

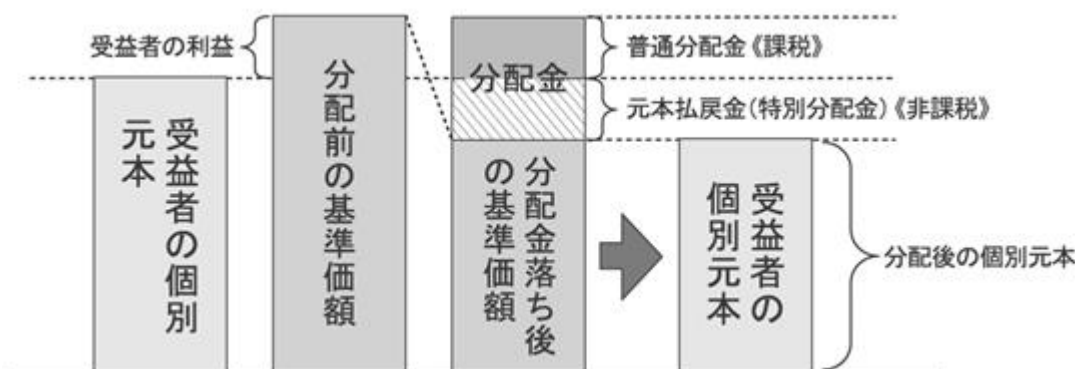
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税）となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

#### 1. の場合



#### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA(ニーサ)をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

**5【運用状況】**

以下は平成30年3月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されます。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	258,526,456	71.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100,835,167	28.06
合計(純資産総額)		359,361,623	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・ マザーファンド	102,540,945	1.4198	145,587,690	1.4272	146,346,436	40.72
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券マザーファンド (為替ヘッジ型)	56,165,076	0.9740	54,704,785	0.9893	55,564,109	15.46
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式アルファ・ マザーファンド	17,843,271	2.1246	37,910,047	2.1359	38,111,442	10.61
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・ マザーファンド	8,369,276	2.2508	18,838,152	2.2110	18,504,469	5.15

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	71.94
合計	71.94

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**（３）【運用実績】****【純資産の推移】**

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（平成28年 2月22日）	406,245,580	406,245,580	9,337	9,337
第2期計算期間末（平成29年 2月21日）	437,734,829	437,734,829	9,670	9,670
第3期計算期間末（平成30年 2月21日）	359,699,530	359,699,530	9,833	9,833
平成29年 3月末日	431,524,172		9,648	
4月末日	431,740,283		9,627	
5月末日	397,871,397		9,679	
6月末日	398,858,925		9,744	
7月末日	398,738,665		9,750	
8月末日	400,432,602		9,783	
9月末日	389,168,294		9,897	
10月末日	392,993,314		10,013	
11月末日	385,707,420		10,031	
12月末日	377,659,407		10,088	
平成30年 1月末日	370,811,276		10,041	
2月末日	359,982,619		9,840	
3月末日	359,361,623		9,860	

**【分配の推移】**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成27年 4月20日～平成28年 2月22日	0
第2期計算期間	平成28年 2月23日～平成29年 2月21日	0
第3期計算期間	平成29年 2月22日～平成30年 2月21日	0

**【収益率の推移】**

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	平成27年 4月20日～平成28年 2月22日	6.63
第2期計算期間	平成28年 2月23日～平成29年 2月21日	3.57
第3期計算期間	平成29年 2月22日～平成30年 2月21日	1.69

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

**（４）【設定及び解約の実績】**

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	平成27年 4月20日～平成28年 2月22日	452,797,014	17,706,260
第2期計算期間	平成28年 2月23日～平成29年 2月21日	73,450,926	55,883,847

第3期計算期間	平成29年 2月22日 ~ 平成30年 2月21日	29,742,919	116,573,702
---------	---------------------------	------------	-------------

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,191,477,800	97.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		207,776,821	2.21
合計(純資産総額)		9,399,254,621	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	35,700	7,183.01	256,433,662	6,825.00	243,652,500	2.59
2	日本	株式	ソニー	電気機器	35,600	5,279.36	187,945,328	5,146.00	183,197,600	1.95
3	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	40,800	4,606.49	187,944,923	4,458.00	181,886,400	1.94
4	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	206,500	772.72	159,567,601	697.00	143,930,500	1.53
5	日本	株式	三菱商事	卸売業	47,100	2,876.22	135,470,253	2,862.00	134,800,200	1.43
6	日本	株式	パナソニック	電気機器	78,200	1,631.40	127,576,012	1,521.00	118,942,200	1.27
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	32,300	3,793.18	122,519,793	3,660.00	118,218,000	1.26
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	5,600	21,885.15	122,556,889	20,015.00	112,084,000	1.19
9	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	13,700	9,240.09	126,589,285	7,950.00	108,915,000	1.16
10	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	66,758.01	106,812,816	66,040.00	105,664,000	1.12
11	日本	株式	KDDI	情報・通信業	37,600	2,926.01	110,018,342	2,716.50	102,140,400	1.09
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	127,000	844.00	107,188,777	770.80	97,891,600	1.04
13	日本	株式	キヤノン	電気機器	25,100	4,201.27	105,452,108	3,853.00	96,710,300	1.03
14	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	30,000	3,447.41	103,422,361	3,066.00	91,980,000	0.98
15	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	56,000	1,457.22	81,604,667	1,614.00	90,384,000	0.96
16	日本	株式	JXTGホールディングス	石油・石炭製品	139,900	656.68	91,869,751	643.70	90,053,630	0.96
17	日本	株式	みずほ フィナンシャルグループ	銀行業	466,000	199.98	93,194,249	191.40	89,192,400	0.95
18	日本	株式	任天堂	その他製品	1,900	46,422.57	88,202,901	46,860.00	89,034,000	0.95
19	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	21,500	4,387.35	94,328,139	4,100.00	88,150,000	0.94
20	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	16,200	5,008.83	81,143,061	5,329.00	86,329,800	0.92
21	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	31,500	2,802.25	88,270,936	2,716.50	85,569,750	0.91
22	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	15,900	5,484.37	87,201,558	4,900.00	77,910,000	0.83
23	日本	株式	テルモ	精密機器	13,800	5,505.01	75,969,158	5,590.00	77,142,000	0.82



24	日本	株式	MS & ADインシュア ランスグループ ホールディングス	保険業	22,800	3,530.06	80,485,581	3,355.00	76,494,000	0.81
25	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品 先物取引業	123,900	653.27	80,941,057	615.30	76,235,670	0.81
26	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	16,500	4,491.00	74,101,563	4,564.00	75,306,000	0.80
27	日本	株式	東北電力	電気・ガス業	52,800	1,434.83	75,759,205	1,421.00	75,028,800	0.80
28	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	7,500	10,733.58	80,501,877	9,862.00	73,965,000	0.79
29	日本	株式	T D K	電気機器	7,600	9,317.65	70,814,210	9,590.00	72,884,000	0.78
30	日本	株式	T I S	情報・通信業	17,300	3,836.68	66,374,618	4,210.00	72,833,000	0.77

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国内	鉱業	0.29
		建設業	4.34
		食料品	4.56
		パルプ・紙	0.32
		化学	7.17
		医薬品	5.29
		石油・石炭製品	0.96
		ゴム製品	0.46
		ガラス・土石製品	0.80
		鉄鋼	0.61
		非鉄金属	1.11
		機械	5.65
		電気機器	15.06
		輸送用機器	6.58
		精密機器	3.01
		その他製品	2.41
		電気・ガス業	1.31
		陸運業	3.70
		海運業	0.30
		空運業	0.67
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	7.89
		卸売業	4.02
		小売業	5.24
		銀行業	5.59
		証券、商品先物取引業	1.63
		保険業	2.02
その他金融業	1.44		
不動産業	1.72		
サービス業	3.45		
合計	97.79		

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## ・ 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	10,173,249,150	34.93
地方債証券	日本	101,974,000	0.35
特殊債券	日本	723,077,126	2.48
社債券	日本	15,482,779,600	53.16
	フランス	940,832,000	3.23
	スペイン	904,858,000	3.11
	イギリス	301,208,000	1.03
	小計	17,629,677,600	60.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		496,253,178	1.70
合計(純資産総額)		29,124,231,054	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第158回 利付国債20年	1,707,000,000	99.48	1,698,156,150	100.85	1,721,543,640	0.5	2036/9/20	5.91
2	日本	国債証券	第386回 利付国債2年	1,465,000,000	100.46	1,471,826,900	100.46	1,471,856,200	0.1	2020/3/15	5.05
3	日本	国債証券	第163回 利付国債20年	1,395,000,000	100.73	1,405,320,240	101.61	1,417,487,400	0.6	2037/12/20	4.87
4	日本	国債証券	第151回 利付国債20年	1,200,000,000	112.53	1,350,360,600	113.60	1,363,212,000	1.2	2034/12/20	4.68
5	日本	社債券	第48回ソフト バンクグループ 無担保社債	1,100,000,000	102.75	1,130,262,000	103.80	1,141,866,000	2.13	2022/12/9	3.92
6	日本	社債券	第7回三井住友トラ スト・ホールディン グス無担保社債(劣 後特約付)	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	100.00	1,000,024,000	0.42	2027/6/8	3.43
7	日本	社債券	住友生命保険相互会 社第2回A号劣後債	800,000,000	99.01	792,080,000	100.23	801,845,600	0.84	2076/6/29	2.75
8	日本	国債証券	第164回 利付国債20年	781,000,000	99.23	775,028,760	99.54	777,469,880	0.5	2038/3/20	2.67
9	日本	社債券	第4回みずほフィナ ンシャルグループ 無担保永久社債 (劣後特約付)	700,000,000	100.24	701,723,000	101.39	709,782,500	1.22	9999/99/99	2.44

10	スペイン	社債券	2017第1回バンコ・サントナデル・エセ・アー円貨社債(TLAC)	700,000,000	100.00	700,000,000	100.62	704,382,000	0.568	2023/1/11	2.42
11	日本	社債券	第13回光通信無担保社債	600,000,000	100.73	604,434,000	102.05	612,306,000	1.1	2021/7/22	2.10
12	日本	社債券	第1回積水ハウス無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	100.57	603,452,000	100.82	604,977,000	0.81	2077/8/18	2.08
13	日本	国債証券	第349回利付国債10年	553,000,000	100.60	556,366,200	100.67	556,749,340	0.1	2027/12/20	1.91
14	日本	国債証券	第58回利付国債30年	541,000,000	101.21	547,546,100	101.59	549,634,360	0.8	2048/3/20	1.89
15	日本	国債証券	第350回利付国債10年	536,000,000	100.50	538,691,700	100.59	539,189,200	0.1	2028/3/20	1.85
16	日本	社債券	第51回ソフトバンクグループ無担保社債	500,000,000	103.79	518,989,000	103.77	518,865,000	2.03	2024/3/15	1.78
17	日本	社債券	第1回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	100.32	501,646,500	101.28	506,438,000	1.03	2076/12/25	1.74
18	日本	社債券	三井住友海上火災保険第4回劣後債	500,000,000	100.10	500,500,000	101.25	506,274,000	1.17	2077/12/10	1.74
19	日本	社債券	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	500,000,000	99.99	499,964,200	100.44	502,223,500	0.69	2076/9/13	1.72
20	フランス	社債券	2015第1回ソシエテジェネラル円貨社債(劣後特約付)	400,000,000	109.51	438,055,000	109.51	438,076,000	2.195	2025/6/12	1.50
21	日本	社債券	第3回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	100.22	400,887,600	101.66	406,669,600	1.18	2047/1/31	1.40
22	日本	社債券	第6回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債(劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	101.35	405,414,400	1.12	9999/99/99	1.39
23	日本	社債券	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	400,000,000	100.19	400,780,000	100.87	403,512,400	1.06	2077/4/26	1.39
24	日本	国債証券	第141回利付国債20年	323,000,000	120.25	388,427,900	120.83	390,303,510	1.7	2032/12/20	1.34
25	日本	社債券	第1回三井住友フィナンシャルグループ(劣後特約付)	300,000,000	103.32	309,978,000	102.30	306,912,000	0.849	2024/9/12	1.05
26	日本	社債券	第35回相鉄ホールディングス無担保社債	300,000,000	101.01	303,054,000	102.20	306,624,000	0.733	2031/6/27	1.05

27	日本	社債 券	第14回 光通信無担保社債	300,000,000	99.97	299,910,000	101.57	304,722,000	0.9	2022/1/26	1.05
28	日本	社債 券	三井住友海上火災 保険第1回劣後債	300,000,000	101.54	304,648,000	101.09	303,274,500	1.07	2076/2/10	1.04
29	日本	社債 券	第30回 東京建物無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	100.72	302,175,000	1.08	2038/2/22	1.04
30	日本	国債 証券	第149回 利付国債20年	255,000,000	117.12	298,671,300	118.37	301,843,500	1.5	2034/6/20	1.04

## □. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	34.93
地方債証券	0.35
特殊債証券	2.48
社債証券	60.53
合計	98.30

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ・ 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	6,276,920,582	64.13
	イギリス	555,647,136	5.68
	フランス	513,915,797	5.25
	ドイツ	495,576,076	5.06
	スイス	324,512,330	3.32
	オランダ	236,442,260	2.42
	カナダ	210,770,300	2.15
	オーストラリア	205,653,197	2.10
	アイルランド	141,864,751	1.45
	中国	121,476,411	1.24
	スウェーデン	118,962,034	1.22
	スペイン	109,128,888	1.11
	香港	106,807,853	1.09
	イタリア	71,220,509	0.73
	ベルギー	48,060,795	0.49
小計		9,536,958,919	97.44
投資証券	アメリカ	106,493,217	1.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		144,326,848	1.47
合計(純資産総額)		9,787,778,984	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		139,713,818	1.42

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	31,590	7,188.52	227,085,410	9,696.52	306,313,218	3.13
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,260	91,027.65	205,722,496	110,185.75	249,019,803	2.54
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11,650	15,362.80	178,976,626	17,824.94	207,660,635	2.12
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,330	96,561.55	128,426,872	153,765.40	204,507,984	2.09

5	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	17,460	9,710.03	169,537,197	11,683.21	203,988,895	2.08
6	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	11,220	13,954.03	156,564,310	17,352.17	194,691,451	1.99
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	15,100	9,672.18	146,049,923	12,708.42	191,897,275	1.96
8	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	7,800	17,959.73	140,085,908	22,735.36	177,335,808	1.81
9	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	29,520	5,482.55	161,844,930	5,365.11	158,378,342	1.62
10	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	9,035	15,384.07	138,995,096	16,976.08	153,378,969	1.57
11	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	20,400	6,408.32	130,729,792	7,171.20	146,292,480	1.49
12	オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	13,754	8,980.06	123,511,877	10,525.13	144,762,676	1.48
13	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	7,600	15,910.46	120,919,553	18,936.21	143,915,254	1.47
14	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	10,000	11,586.83	115,868,369	14,281.84	142,818,432	1.46
15	アイルランド	株式	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	素材	33,017	3,217.16	106,221,286	4,296.71	141,864,751	1.45
16	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	16,489	8,576.14	141,412,014	8,418.77	138,817,174	1.42
17	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,800	3,628.23	129,890,796	3,770.45	134,982,382	1.38
18	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	6,465	14,227.46	91,980,584	20,298.21	131,227,956	1.34
19	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	小売	590	188,623.80	111,288,047	221,020.63	130,402,174	1.33
20	アメリカ	株式	AMETEK INC	資本財	15,960	6,099.59	97,349,554	8,071.05	128,814,003	1.32
21	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	11,510	10,635.40	122,413,556	11,183.88	128,726,514	1.32
22	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	11,500	8,713.38	100,203,903	11,037.27	126,928,646	1.30
23	アメリカ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	7,750	13,110.98	101,610,100	16,307.84	126,385,760	1.29
24	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・アパレル	4,887	23,382.54	114,270,481	25,666.75	125,433,446	1.28
25	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	資本財	4,165	23,153.00	96,432,246	29,820.50	124,202,406	1.27
26	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	8,440	13,698.43	115,614,798	14,562.31	122,905,954	1.26



27	アメリカ	株式	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	ソフトウェア・サービス	21,300	3,821.87	81,406,039	5,698.71	121,382,600	1.24
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	10,100	11,896.29	120,152,534	11,596.09	117,120,570	1.20
29	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,200	16,594.66	86,292,271	21,934.31	114,058,414	1.17
30	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	各種金融	19,575	5,633.51	110,276,032	5,547.85	108,599,219	1.11

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	5.77
		素材	7.51
		資本財	5.77
		商業・専門サービス	1.16
		運輸	2.52
		自動車・自動車部品	0.38
		耐久消費財・アパレル	2.59
		消費者サービス	2.06
		メディア	1.01
		小売	5.48
		食品・生活必需品小売り	1.54
		食品・飲料・タバコ	5.00
		家庭用品・パーソナル用品	3.20
		ヘルスケア機器・サービス	4.68
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.54
		銀行	7.66
		各種金融	5.03
		保険	3.29
		ソフトウェア・サービス	14.58
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.87
電気通信サービス	1.81		
公益事業	2.98		
半導体・半導体製造装置	3.00		
投資証券			1.09
合計			98.53

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)

為替予約取引	ドル	買建	801,956.88	85,424,446	85,175,840	0.87
	カナダドル	買建	43,083.95	3,560,888	3,548,394	0.03
	ユーロ	買建	217,080.52	28,441,889	28,333,349	0.28
	ポンド	買建	59,416.00	8,874,373	8,842,289	0.09
	スイスフラン	買建	46,207.08	5,147,468	5,144,234	0.05
	スウェーデンクローナ	買建	105,097.98	1,339,999	1,333,693	0.01
	オーストラリアドル	買建	41,309.13	3,381,978	3,372,064	0.03
	ホンコンドル	買建	292,975.30	3,976,846	3,963,955	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ・ 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	7,128,590,214	32.40
	イタリア	1,757,234,876	7.99
	ドイツ	1,706,907,930	7.76
	イギリス	1,556,481,648	7.08
	スペイン	1,509,628,581	6.86
	ベルギー	1,171,463,987	5.32
	フランス	1,095,125,971	4.98
	オーストリア	756,555,656	3.44
	フィンランド	391,455,323	1.78
	カナダ	283,452,972	1.29
	アイルランド	269,959,868	1.23
	ポーランド	269,443,633	1.22
	オーストラリア	209,343,273	0.95
	スウェーデン	193,205,645	0.88
	メキシコ	181,435,166	0.82
	ノルウェー	169,596,033	0.77
	南アフリカ	152,702,358	0.69
	デンマーク	129,090,583	0.59
	マレーシア	109,431,229	0.50
	シンガポール	88,797,920	0.40
スイス	37,497,613	0.17	
	小計	19,167,400,479	87.13
地方債証券	カナダ	413,884,844	1.88
特殊債券	国際機関	728,360,192	3.31
	オランダ	602,443,401	2.74
	オーストラリア	174,237,942	0.79
	小計	1,505,041,535	6.84
社債券	フランス	421,629,800	1.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		491,494,544	2.23
合計(純資産総額)		21,999,451,202	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		730,336,148	3.31
	売建		869,039,882	3.95

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.25%	21,270,000	13,026.69	2,770,778,200	12,572.83	2,674,243,067	6.25	2023/8/15	12.16
2	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	7,950,000	21,956.07	1,745,507,915	21,470.54	1,706,907,930	6.25	2030/1/4	7.76
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.75%	9,935,000	14,277.48	1,418,467,984	13,874.28	1,378,409,718	4.75	2041/2/15	6.27
4	イタリア	国債 証券	BTPS 9%	6,770,000	19,164.25	1,297,419,833	18,866.66	1,277,273,288	9	2023/11/1	5.81
5	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.5%	5,715,000	21,547.79	1,231,456,704	20,926.90	1,195,972,563	4.5	2034/9/7	5.44
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	8,880,000	10,737.29	953,471,796	10,520.25	934,198,204	1.875	2020/6/30	4.25
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.625%	7,430,000	10,896.08	809,578,792	10,885.45	808,788,939	3.625	2020/2/15	3.68
8	オース トリア	国債 証券	REP OF AUSTRIA 3.9%	5,270,000	14,455.48	761,803,878	14,355.89	756,555,656	3.9	2020/7/15	3.44
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%	6,120,000	12,495.52	764,725,963	12,128.79	742,281,949	3.75	2043/11/15	3.37
10	国際機関	特殊 債券	ASIAN DEV BANK 1%	7,000,000	10,437.01	730,591,232	10,405.14	728,360,192	1	2019/8/16	3.31
11	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0315 4%	4,880,000	13,748.97	670,950,068	13,639.34	665,599,792	4	2019/3/28	3.03
12	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	3,220,000	17,223.59	554,599,827	18,215.37	586,534,952	3.25	2045/5/25	2.67
13	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 5.9%	3,080,000	18,067.88	556,490,815	18,305.43	563,807,244	5.9	2026/7/30	2.56
14	オランダ	特殊 債券	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	10,671.80	533,590,400	10,576.19	528,809,600	1.875	2019/3/13	2.40
15	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 3.75%	3,460,000	14,709.47	508,947,782	14,699.16	508,591,019	3.75	2021/4/25	2.31
16	フランス	社債 券	DEXIA CRED LOCAL 2.25%	4,000,000	10,666.28	426,651,340	10,540.74	421,629,800	2.25	2020/2/18	1.92
17	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 3.8%	2,320,000	15,416.43	357,661,305	15,631.07	362,640,944	3.8	2024/4/30	1.65
18	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	11,200.35	369,611,616	10,858.89	358,343,589	4	2019/10/7	1.63
19	フィン ランド	国債 証券	FINNISH GOV'T 4%	1,940,000	16,810.25	326,119,039	16,496.42	320,030,602	4	2025/7/4	1.45

20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	2,910,000	10,513.51	305,943,153	10,509.46	305,825,286	1	2019/3/15	1.39
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	1,670,000	17,026.68	284,345,722	17,835.55	297,853,819	4.75	2044/9/1	1.35
22	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.15%	1,290,000	18,904.41	243,866,910	21,059.40	271,666,286	5.15	2044/10/31	1.23
23	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0332 2.6%	1,800,000	15,245.92	274,426,706	14,957.59	269,236,656	2.6	2024/6/22	1.22
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.8%	1,500,000	16,376.81	245,652,188	16,367.20	245,508,120	4.8	2024/1/31	1.12
25	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0331 3.75%	1,200,000	19,101.60	229,219,224	19,718.96	236,627,539	3.75	2045/6/22	1.08
26	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	1,050,000	21,920.10	230,161,065	21,619.01	226,999,605	4.25	2039/9/7	1.03
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8%	1,590,000	13,488.23	214,462,863	12,656.67	201,241,053	8	2021/11/15	0.91
28	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	14,120,000	1,378.69	194,671,542	1,368.31	193,205,645	1.5	2023/11/13	0.88
29	イタリア	国債証券	BTPS 5.75%	970,000	18,646.69	180,872,919	18,773.99	182,107,769	5.75	2033/2/1	0.83
30	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREAS 4.75%	1,900,000	9,286.37	176,441,129	9,170.41	174,237,942	4.75	2025/7/21	0.79

#### □. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	87.13
地方債証券	1.88
特殊債券	6.84
社債券	1.92
合計	97.77

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
-------	----	---------	----	-------------	------------	-------------

為替予約取引	ドル	買建	1,596,489.33	169,604,097	169,547,166	0.77
	ユーロ	買建	4,022,025.81	526,367,907	524,954,808	2.38
	オーストラリアドル	買建	438,982.90	35,796,509	35,834,174	0.16
	ドル	売建	2,346,301.55	249,260,893	249,177,224	1.13
	ユーロ	売建	3,964,768.49	519,060,265	517,481,583	2.35
	ボンド	売建	245,768.11	36,608,735	36,575,210	0.16
	スウェーデンクローナ	売建	1,094,483.13	13,905,276	13,888,990	0.06
	オーストラリアドル	売建	636,002.40	51,862,306	51,916,875	0.23

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ・ 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

## （１）投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	650,945,558	40.05
	イタリア	143,712,049	8.84
	スペイン	136,578,021	8.40
	ドイツ	128,393,829	7.90
	イギリス	117,389,512	7.22
	フランス	106,210,257	6.53
	オーストリア	52,542,575	3.23
	ポーランド	45,951,283	2.83
	フィンランド	40,795,683	2.51
	ベルギー	36,736,368	2.26
	オーストラリア	35,479,044	2.18
	カナダ	32,243,078	1.98
	スウェーデン	19,422,704	1.19
	アイルランド	18,511,391	1.14
	南アフリカ	10,938,444	0.67
	デンマーク	8,845,815	0.54
	シンガポール	6,393,450	0.39
	メキシコ	5,053,608	0.31
	小計	1,596,142,669	98.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		29,362,988	1.81
合計（純資産総額）		1,625,505,657	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		63,551,546	3.90
	売建		1,657,482,627	101.96

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## （１）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.25%	1,326,000	12,549.46	166,405,895	12,572.83	166,715,858	6.25	2023/8/15	10.26
2	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	598,000	21,063.95	125,962,424	21,470.53	128,393,829	6.25	2030/1/4	7.90



3	イタリア	国債証券	BTPS 9%	607,000	18,716.56	113,609,568	18,866.66	114,520,663	9	2023/11/1	7.05
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%	818,000	13,495.87	110,396,218	13,874.27	113,491,609	4.75	2041/2/15	6.98
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625%	1,015,000	10,448.86	106,056,030	10,458.82	106,157,124	1.625	2020/6/30	6.53
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8%	810,000	12,689.30	102,783,376	12,656.67	102,519,027	8	2021/11/15	6.31
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	940,000	10,499.69	98,697,173	10,509.46	98,788,924	1	2019/3/15	6.08
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75%	471,000	14,708.62	69,277,626	14,699.16	69,233,054	3.75	2021/4/25	4.26
9	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	305,000	20,383.29	62,169,054	20,926.90	63,827,057	4.5	2034/9/7	3.93
10	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 3.9%	366,000	14,389.83	52,666,778	14,355.89	52,542,575	3.9	2020/7/15	3.23
11	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.9%	284,000	17,866.88	50,741,947	18,305.42	51,987,421	5.9	2026/7/30	3.20
12	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 4%	1,375,000	3,286.95	45,195,604	3,341.91	45,951,283	4	2023/10/25	2.83
13	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	219,000	19,371.52	42,423,642	19,818.04	43,401,521	4.25	2032/6/7	2.67
14	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.8%	274,000	15,419.23	42,248,698	15,631.07	42,829,146	3.8	2024/4/30	2.63
15	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	203,000	17,318.69	35,156,958	18,215.37	36,977,203	3.25	2045/5/25	2.27
16	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.5%	238,000	14,579.08	34,698,220	14,576.47	34,692,007	3.5	2021/4/15	2.13
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	321,000	10,327.59	33,151,566	10,684.59	34,297,534	3	2045/5/15	2.11
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	271,000	10,650.06	28,861,668	10,692.05	28,975,482	2.75	2024/2/15	1.78
19	カナダ	国債証券	CANADA- GOV'T 2.75%	331,000	8,468.66	28,031,278	8,497.49	28,126,715	2.75	2022/6/1	1.73
20	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0331 3.75%	117,000	18,997.50	22,227,086	19,718.96	23,071,185	3.75	2045/6/22	1.42
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	123,000	17,131.50	21,071,750	17,835.55	21,937,737	4.75	2044/9/1	1.35
22	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 5.4%	106,000	17,297.81	18,335,685	17,463.57	18,511,391	5.4	2025/3/13	1.14
23	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.25%	232,000	7,694.82	17,851,986	7,912.85	18,357,821	2.25	2028/5/21	1.13
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.8%	99,000	16,145.32	15,983,871	16,367.20	16,203,536	4.8	2024/1/31	1.00

25	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 5%	1,080,000	1,461.12	15,780,167	1,454.97	15,713,697	5	2020/12/1	0.97
26	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	187,000	8,228.06	15,386,475	8,315.02	15,549,105	2.75	2024/4/21	0.96
27	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.5%	86,000	15,307.38	13,164,352	15,349.15	13,200,271	5.5	2021/4/30	0.81
28	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.15%	55,000	19,592.35	10,775,796	21,059.40	11,582,671	5.15	2044/10/31	0.71
29	南アフリカ	国債証券	REP SOUTH AFRICA 8.25%	1,246,000	860.82	10,725,851	877.88	10,938,444	8.25	2032/3/31	0.67
30	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	47,000	21,200.95	9,964,450	21,619.00	10,160,934	4.25	2039/9/7	0.63

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	98.19
合計	98.19

投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	80,809.79	8,584,881	8,581,999	0.52
	ユーロ	買建	387,804.46	50,752,489	50,616,238	3.11
	ポンド	買建	29,252.18	4,357,299	4,353,309	0.26
	ドル	売建	6,166,319.96	656,054,785	654,802,407	40.28
	カナダドル	売建	389,761.18	32,295,728	32,096,833	1.97
	メキシコペソ	売建	844,072.33	4,739,297	4,920,941	0.30
	ユーロ	売建	5,516,331.62	722,276,916	719,991,602	44.29
	ポンド	売建	807,527.48	118,439,882	120,176,238	7.39
	スウェーデンクローナ	売建	1,522,926.00	19,556,958	19,325,930	1.18
	デンマーククローネ	売建	495,051.33	8,639,091	8,668,348	0.53
	ポーランドズロチ	売建	1,469,801.42	45,571,046	45,607,938	2.80
	オーストラリアドル	売建	427,733.12	35,126,769	34,911,577	2.14
	シンガポールドル	売建	77,621.12	6,228,885	6,286,534	0.38
	南アフリカランド	売建	1,193,558.01	10,693,122	10,694,279	0.65

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## ・ 明治安田マネープール・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	1,406,165,580	82.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		302,632,610	17.71
合計(純資産総額)		1,708,798,190	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊 債券	政府保証第 8 7 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	200,000,000	102.35	204,708,000	102.16	204,328,000	1.5	2019/8/30	11.96
2	日本	特殊 債券	政府保証第 4 回 地方公共団体 金融機構債券	200,000,000	102.10	204,204,000	101.93	203,862,000	1.3	2019/9/13	11.93
3	日本	特殊 債券	政府保証第 6 回 地方公共団体 金融機構債券	200,000,000	100.21	200,438,000	100.08	200,176,000	0.245	2018/7/30	11.71
4	日本	特殊 債券	政府保証第 7 8 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	190,000,000	101.85	193,528,300	101.54	192,931,700	1.4	2019/4/30	11.29
5	日本	特殊 債券	政府保証第 8 8 6 回 公営企業債券	110,000,000	101.23	111,359,600	100.40	110,442,200	1.8	2018/6/19	6.46
6	日本	特殊 債券	政府保証第 1 回 地方公営企業等 金融機構債券	100,000,000	101.63	101,634,000	100.88	100,886,000	1.6	2018/10/16	5.90
7	日本	特殊 債券	政府保証第 6 4 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	100,000,000	101.41	101,419,000	100.67	100,673,000	1.6	2018/8/29	5.89
8	日本	特殊 債券	政府保証第 1 0 回 地方公共団体 金融機構債券	100,000,000	100.61	100,616,000	100.54	100,540,000	0.385	2019/7/24	5.88
9	日本	特殊 債券	政府保証第 1 5 回 西日本高速道路債券	98,000,000	101.21	99,191,680	100.38	98,374,360	1.8	2018/6/15	5.76
10	日本	特殊 債券	政府保証第 2 回 地方公営企業等 金融機構債券	93,000,000	101.77	94,649,820	101.02	93,952,320	1.6	2018/11/16	5.50

## □. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
特殊債券	82.29
合計	82.29

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

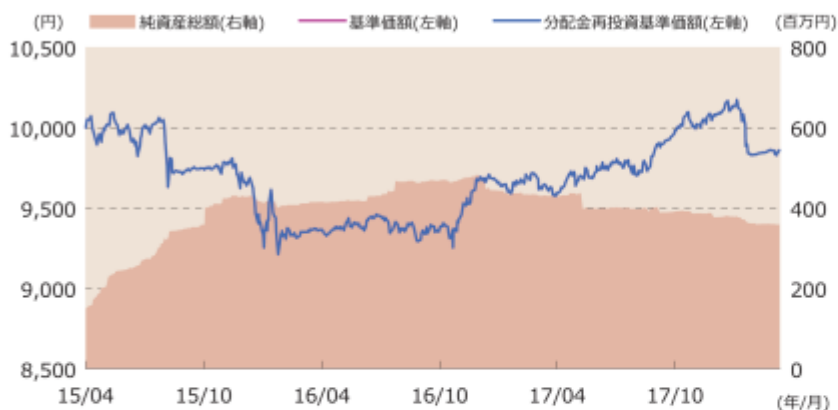
該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

## 分配金の推移

2018年2月	0円
2017年2月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	0円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,860円
純資産総額	359百万円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	投資比率 (%)
明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	10.61
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	40.72
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	5.15
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	-
明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）	15.46
明治安田マネーパール・マザーファンド	-
その他の資産（負債控除後）	28.06
合計	100

## 組入資産上位銘柄（各マザーファンド）

## 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	2.59
2	ソニー	電気機器	1.95
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.94
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.53
5	三菱商事	卸売業	1.43

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	投資比率 (%)
1	第158回利付国債20年	0.5	2036/9/20	国債証券	5.91
2	第386回利付国債2年	0.1	2020/3/15	国債証券	5.05
3	第163回利付国債20年	0.6	2037/12/20	国債証券	4.87
4	第151回利付国債20年	1.2	2034/12/20	国債証券	4.68
5	第48回ソフトバンクグループ無担保社債	2.13	2022/12/9	社債券	3.92

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.13
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.54
3	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.12
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.09
5	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	2.08

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 6.25%	6.25	2023/8/15	アメリカ	国債証券	12.16
2	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6.25	2030/1/4	ドイツ	国債証券	7.76
3	US TREASURY N/B 4.75%	4.75	2041/2/15	アメリカ	国債証券	6.27
4	BTPS 9%	9	2023/11/1	イタリア	国債証券	5.81
5	TREASURY 4.5%	4.5	2034/9/7	イギリス	国債証券	5.44

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 6.25%	6.25	2023/8/15	アメリカ	国債証券	10.26
2	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6.25	2030/1/4	ドイツ	国債証券	7.90
3	BTPS 9%	9	2023/11/1	イタリア	国債証券	7.05
4	US TREASURY N/B 4.75%	4.75	2041/2/15	アメリカ	国債証券	6.98
5	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2020/6/30	アメリカ	国債証券	6.53

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 明治安田マネープール・マザーファンド

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	政府保証第8 7回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.5	2019/8/30	日本	特殊債券	11.96
2	政府保証第4回地方公共団体金融機構債券	1.3	2019/9/13	日本	特殊債券	11.93
3	政府保証第6回地方公共団体金融機構債券	0.245	2018/7/30	日本	特殊債券	11.71
4	政府保証第7 8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.4	2019/4/30	日本	特殊債券	11.29
5	政府保証第8 8 6回公営企業債券	1.8	2018/6/19	日本	特殊債券	6.46

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2015年は設定日（2015年4月20日）から年末までの収益率、2018年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。  
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- (3) 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

- (4) 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.7%（税込2.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額とします。  
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。  
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
- (5) お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。
- (6) ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。  
分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。
- (7) 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

- (3) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (4) 換金手数料、信託財産留保額はありません。
- (5) ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (6) 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- (8) 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成27年4月20日から平成37年2月20日

受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項（信託契約の解約）

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- 前2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から4. までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 前1. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更等

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前1. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 前1. から前6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 公告

- 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書に記載すべき事項の提供

1. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。
2. 前1. の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

##### (4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

##### (5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成29年2月22日から平成30年2月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成29年2月21日現在)	第3期 (平成30年2月21日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	106,184,502	162,192,811
親投資信託受益証券	334,507,713	202,886,653
流動資産合計	440,692,215	365,079,464
資産合計	440,692,215	365,079,464
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	2,887,231
未払受託者報酬	74,711	62,987
未払委託者報酬	2,863,735	2,414,364
その他未払費用	18,940	15,352
流動負債合計	2,957,386	5,379,934
負債合計	2,957,386	5,379,934
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	452,657,833	365,827,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	14,923,004	6,127,520
(分配準備積立金)	7,245,445	8,585,136
元本等合計	437,734,829	359,699,530
純資産合計	437,734,829	359,699,530
負債純資産合計	440,692,215	365,079,464

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 2 期 ( 自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月21日 )	第 3 期 ( 自 平成29年 2月22日 至 平成30年 2月21日 )
<b>営業収益</b>		
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	21,930,334	12,564,625
その他収益	15,605	9
<b>営業収益合計</b>	<b>21,945,940</b>	<b>12,564,634</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	142,652	130,037
委託者報酬	5,468,210	4,984,760
その他費用	92,110	88,416
<b>営業費用合計</b>	<b>5,702,972</b>	<b>5,203,213</b>
<b>営業利益又は営業損失 ( )</b>	<b>16,242,968</b>	<b>7,361,421</b>
<b>経常利益又は経常損失 ( )</b>	<b>16,242,968</b>	<b>7,361,421</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>	<b>16,242,968</b>	<b>7,361,421</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	1,627,580	1,666,971
<b>期首剰余金又は期首欠損金 ( )</b>	<b>28,845,174</b>	<b>14,923,004</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,655,660	3,819,506
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,655,660	3,819,506
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,348,878	718,472
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,348,878	718,472
分配金	-	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>	<b>14,923,004</b>	<b>6,127,520</b>

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成29年2月22日から平成30年2月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第2期 (平成29年2月21日現在)	第3期 (平成30年2月21日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 452,657,833口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 365,827,050口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 14,923,004円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,127,520円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9670円 (10,000口当たり純資産額) (9,670円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9833円 (10,000口当たり純資産額) (9,833円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 (自平成28年2月23日 至平成29年2月21日)			第3期 (自平成29年2月22日 至平成30年2月21日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、7,938,669円 (10,000口当たり175円37銭)であり、分配金額は0円としております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、9,586,809円 (10,000口当たり262円05銭)であり、分配金額は0円としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,649,697円	配当等収益額（費用控除後）	A	3,132,741円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	693,224円	収益調整金額	C	1,001,673円
分配準備積立金額	D	1,595,748円	分配準備積立金額	D	5,452,395円
分配対象額（A + B + C + D）	E	7,938,669円	分配対象額（A + B + C + D）	E	9,586,809円
期末受益権口数	F	452,657,833口	期末受益権口数	F	365,827,050口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	175円 37銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	262円 05銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円



## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第2期 (自 平成28年2月23日 至 平成29年2月21日)	第3期 (自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第2期 (自 平成28年2月23日 至 平成29年2月21日)	第3期 (自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自 平成28年2月23日 至 平成29年2月21日)

該当事項はございません。

第3期(自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日)

該当事項はございません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第2期 (自 平成28年2月23日 至 平成29年2月21日)	第3期 (自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日)
期首元本額	435,090,754円	452,657,833円
期中追加設定元本額	73,450,926円	29,742,919円
期中一部解約元本額	55,883,847円	116,573,702円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第2期 (自 平成28年2月23日 至 平成29年2月21日)	第3期 (自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,218,924	1,434,168
合計	5,218,924	1,434,168

## 3. デリバティブ取引関係

第2期（平成29年2月21日現在）

該当事項はございません。

第3期（平成30年2月21日現在）

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成30年2月21日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成30年2月21日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	103,294,511	146,657,546	
	明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)	57,730,090	56,229,107	
合計		161,024,601	202,886,653	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成30年2月21日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	1,132,426,832
国債証券	11,060,555,590
地方債証券	100,895,000
特殊債券	522,384,429
社債券	16,375,330,100
未収入金	407,003,000
未収利息	39,737,118
前払費用	8,804,336
<b>流動資産合計</b>	<b>29,647,136,405</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,647,136,405</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	800,424,000
未払解約金	6,677,000
その他未払費用	33,780
<b>流動負債合計</b>	<b>807,134,780</b>
<b>負債合計</b>	<b>807,134,780</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	20,312,021,886
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	8,527,979,739
<b>元本等合計</b>	<b>28,840,001,625</b>
<b>純資産合計</b>	<b>28,840,001,625</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>29,647,136,405</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成30年2月21日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成29年4月11日から平成30年4月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成30年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成29年2月22日 至 平成30年2月21日）の元本状況	
期首（平成29年2月22日）の元本額	13,848,365,550円
対象期間中の追加設定元本額	11,197,602,724円
対象期間中の一部解約元本額	4,733,946,388円
平成30年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）	103,294,511円
明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）	59,198,971円
明治安田DC先進国コアファンド	31,276,015円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定コース）	117,170,700円
ノーロード明治安田5資産バランス（安定成長コース）	70,913,113円
ノーロード明治安田5資産バランス（積極コース）	36,036,256円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	312,606,698円
明治安田グローバルバランスオープン	37,017,646円
明治安田DCグローバルバランスオープン	327,519,912円
明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	961,762,887円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	794,793,624円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	866,125,745円
明治安田DC日本債券オープン	7,064,377,261円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	26,357,938円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	13,001,565円
明治安田ダウンスайдリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	9,490,569,044円
計	20,312,021,886円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4198円
（10,000口当たり純資産額）	（14,198円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

**（３）附属明細表**

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成30年２月21日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券

（平成30年２月21日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第 3 8 4 回利付国債 2 年	743,000,000	746,596,120	
	第 3 8 4 回利付国債 2 年	500,000,000	502,420,000	
	第 1 回利付国債 4 0 年	16,000,000	22,927,360	
	第 2 回利付国債 4 0 年	28,000,000	38,816,680	
	第 3 回利付国債 4 0 年	27,000,000	37,606,680	
	第 4 回利付国債 4 0 年	6,000,000	8,394,180	
	第 5 回利付国債 4 0 年	12,000,000	16,135,920	
	第 6 回利付国債 4 0 年	26,000,000	34,254,220	
	第 7 回利付国債 4 0 年	50,000,000	62,860,000	
	第 8 回利付国債 4 0 年	31,000,000	36,111,280	
	第 9 回利付国債 4 0 年	55,000,000	46,219,250	
	第 1 0 回利付国債 4 0 年	297,000,000	296,141,670	
	第 3 3 8 回利付国債 1 0 年	190,000,000	195,994,500	
	第 3 3 8 回利付国債 1 0 年	97,000,000	100,060,350	
	第 3 3 8 回利付国債 1 0 年	100,000,000	103,155,000	
	第 3 3 8 回利付国債 1 0 年	97,000,000	100,060,350	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	132,000,000	132,644,160	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	100,000,000	100,488,000	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	1,126,000,000	1,131,494,880	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	15,000,000	15,073,200	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	500,000,000	502,440,000	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	65,000,000	65,317,200	
	第 3 4 9 回利付国債 1 0 年	100,000,000	100,488,000	
	第 1 8 回利付国債 3 0 年	39,000,000	51,043,200	
	第 1 9 回利付国債 3 0 年	35,000,000	45,920,350	
	第 5 7 回利付国債 3 0 年	426,000,000	428,577,300	
	第 5 7 回利付国債 3 0 年	100,000,000	100,605,000	
	第 5 7 回利付国債 3 0 年	35,000,000	35,211,750	
	第 1 3 7 回利付国債 2 0 年	54,000,000	64,825,380	
	第 1 3 9 回利付国債 2 0 年	151,000,000	179,182,640	
	第 1 4 1 回利付国債 2 0 年	646,000,000	777,648,340	
	第 1 4 1 回利付国債 2 0 年	70,000,000	84,265,300	
	第 1 4 8 回利付国債 2 0 年	133,000,000	156,505,090	
	第 1 4 9 回利付国債 2 0 年	255,000,000	300,272,700	
	第 1 5 0 回利付国債 2 0 年	30,000,000	34,852,200	
	第 1 5 1 回利付国債 2 0 年	1,200,000,000	1,354,500,000	
	第 1 5 8 回利付国債 2 0 年	942,000,000	942,800,700	
	第 1 5 8 回利付国債 2 0 年	765,000,000	765,650,250	
	第 1 6 2 回利付国債 2 0 年	190,000,000	191,846,800	
	第 1 6 3 回利付国債 2 0 年	673,000,000	677,798,490	
	第 1 6 3 回利付国債 2 0 年	435,000,000	438,101,550	

	第163回利付国債20年	35,000,000	35,249,550	
国債証券計		10,527,000,000	11,060,555,590	
地方債証券	第8回埼玉県公募公債(30年)	100,000,000	100,895,000	
地方債証券計		100,000,000	100,895,000	
特殊債券	政府保証第308回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,345,000	
	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,479,000	22,119,074	
	第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,591,000	51,236,779	
	第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,367,000	
	第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	200,074,000	
	S種第5回貸付債権担保住宅金融公庫債券	46,392,000	48,242,576	
特殊債券計		516,462,000	522,384,429	
社債券	第1回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(TLAC)	200,000,000	202,466,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債(TLAC)	100,000,000	101,072,000	
	第4回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債(TLAC)	200,000,000	199,930,000	
	2017第1回パンコ・サントナール・エセ・アー円貨社債(TLAC)	700,000,000	701,568,000	
	2017第3回パンコ・サントナール・エセ・アー円貨社債(TLAC)	200,000,000	199,574,000	
	2015第1回ソシエテジェネラル円貨社債(劣後特約付)	300,000,000	327,798,000	
	2015第1回ソシエテジェネラル円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	109,266,000	
	第6回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	101,448,000	
	第8回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	202,030,000	
	第9回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	101,150,000	
	第10回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	200,000,000	200,724,000	
	第11回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,716,000	
	第4回五洋建設無担保社債	100,000,000	99,907,000	
	第1回積水ハウス無担保社債(劣後特約付)	600,000,000	603,847,800	
	太陽生命保険株式会社第5回A号劣後債	200,000,000	199,709,800	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	800,000,000	799,339,200	
	ヒューリック第1回劣後債	200,000,000	199,946,400	
	第15回東急不動産ホールディングス無担保社債	200,000,000	200,830,000	
	第2回日本土地建物無担保社債	100,000,000	100,136,000	
	第2回コンコルディア・フィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,008,200	
	第2回コンコルディア・フィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,008,200	
	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	400,000,000	401,764,000	
	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	100,000,000	100,441,000	
	第16回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,965,100	
	第6回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債(劣後特約付)	400,000,000	403,237,200	

第7回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後特約付)	1,000,000,000	998,986,000	
第1回三井住友フィナンシャルグループ(劣後特約付)	300,000,000	306,663,000	
第7回三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,838,000	
第4回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	600,000,000	605,202,000	
第4回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	100,867,000	
第29回リコーリース無担保社債	100,000,000	100,026,000	
第30回リコーリース無担保社債	200,000,000	200,148,000	
第69回アコム無担保社債	200,000,000	205,922,000	
第9回オリエントコーポレーション無担保社債	300,000,000	298,350,000	
第12回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	200,286,000	
第14回オリエントコーポレーション無担保社債	300,000,000	300,108,000	
第17回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	200,348,000	
第18回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,206,000	
日立キャピタル株式会社第1回劣後特約付	100,000,000	100,669,900	
日立キャピタル株式会社第2回劣後特約付	100,000,000	101,675,200	
第1回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	505,401,500	
第3回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	405,020,000	
三井住友海上火災保険第1回劣後債	300,000,000	303,143,400	
三井住友海上火災保険第3回劣後債	300,000,000	300,860,700	
三井住友海上火災保険第4回劣後債	200,000,000	201,219,800	
三井住友海上火災保険第4回劣後債	200,000,000	201,219,800	
三井住友海上火災保険第4回劣後債	100,000,000	100,609,900	
損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	400,000,000	402,180,000	
第12回NECキャピタルソリューション無担保社債	200,000,000	199,856,000	
第54回三井不動産無担保社債	100,000,000	99,818,000	
第30回東京建物無担保社債	300,000,000	299,637,000	
第9回イオンモール無担保社債	100,000,000	99,753,000	
第35回相鉄ホールディングス無担保社債	300,000,000	304,800,000	
第36回相鉄ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,916,000	
第41回南海電気鉄道無担保社債	100,000,000	100,716,000	
第53回名古屋鉄道無担保社債	100,000,000	102,386,000	
第13回光通信無担保社債	600,000,000	606,366,000	
第14回光通信無担保社債	300,000,000	301,245,000	
第16回光通信無担保社債	200,000,000	203,750,000	
第48回ソフトバンクグループ無担保社債	1,100,000,000	1,139,930,000	
第51回ソフトバンクグループ無担保社債	200,000,000	206,930,000	
第51回ソフトバンクグループ無担保社債	200,000,000	206,930,000	
第51回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	103,465,000	
社債券計	16,200,000,000	16,375,330,100	
合計		28,059,165,119	

## (注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
----	-----	----------	-----------



日本円	国債証券26銘柄	38.4%	39.4%
	地方債証券 1 銘柄	0.3%	0.3%
	特殊債券 6 銘柄	1.8%	1.9%
	社債券55銘柄	56.8%	58.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

## (1) 貸借対照表

	(平成30年2月21日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	19,634,465
国債証券	2,964,021,944
派生商品評価勘定	65,006,516
未収利息	11,231,428
前払費用	25,639,916
<b>流動資産合計</b>	<b>3,085,534,269</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,085,534,269</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	153,000
その他未払費用	17,309
<b>流動負債合計</b>	<b>170,309</b>
<b>負債合計</b>	<b>170,309</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
<b>元本</b>	<b>3,167,845,302</b>
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	82,481,342
<b>元本等合計</b>	<b>3,085,363,960</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,085,363,960</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,085,534,269</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成30年2月21日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、平成29年2月22日から平成30年2月21日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成30年2月21日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成29年2月22日 至 平成30年2月21日）の元本状況	
期首（平成29年2月22日）の元本額	5,286,065,084円
対象期間中の追加設定元本額	12,086,168,852円
対象期間中の一部解約元本額	14,204,388,634円
平成30年2月21日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）	57,730,090円
明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）	33,088,162円
明治安田DC先進国コアファンド	17,480,120円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド （適格機関投資家私募）	3,059,546,930円
計	3,167,845,302円
2. 元本の欠損	82,481,342円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9740円
（10,000口当たり純資産額）	(9,740円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（平成30年2月21日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（平成30年2月21日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 1%	1,030,000	1,017,929.68	
	US TREASURY N/B 1%	1,243,000	1,228,433.59	
	US TREASURY N/B 1.625%	1,015,000	998,268.36	
	US TREASURY N/B 1.375%	759,000	706,996.64	
	US TREASURY N/B 8%	227,000	271,140.86	
	US TREASURY N/B 8%	1,043,000	1,245,814.61	
	US TREASURY N/B 6.25%	2,406,000	2,842,275.48	
	US TREASURY N/B 4.75%	1,480,000	1,879,137.50	
	US TREASURY N/B 3%	624,000	606,645.00	
小計		9,827,000	10,796,641.72	
			(1,161,070,850)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.25%	50,000	49,954.00	
	CANADA-GOV'T 2.75%	125,000	128,500.00	
	CANADA-GOV'T 2.75%	20,000	20,560.00	
	CANADA-GOV'T 2.75%	536,000	551,008.00	
小計		731,000	750,022.00	
			(63,774,370)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	41,000	41,313.65	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	320,000	322,448.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.25%	352,000	331,689.60	
	AUSTRALIAN GOVT. 3%	80,000	72,632.00	
小計		793,000	768,083.25	
			(65,179,544)	
イギリスポンド	TREASURY 4.25%	159,000	206,938.50	
	TREASURY 4.25%	304,000	395,656.00	
	TREASURY 4.5%	169,000	231,310.30	
	TREASURY 4.5%	10,000	13,687.00	
	TREASURY 4.5%	20,000	27,374.00	
	TREASURY 4.5%	336,000	459,883.20	
	TREASURY 4.5%	10,000	13,687.00	
	TREASURY 4.25%	5,000	6,993.00	
	TREASURY 4.25%	47,000	65,734.20	
小計		1,060,000	1,421,263.20	
			(214,028,025)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.5%	53,000	57,817.70	
	SINGAPORE GOV'T 3.5%	87,000	94,908.30	

小計		140,000	152,726.00
			(12,456,332)
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 5%	780,000	898,099.80
	SWEDISH GOVRNMNT 5%	1,500,000	1,727,115.00
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	210,000	282,105.60
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	300,000	403,008.00
小計		2,790,000	3,310,328.40
			(43,961,161)
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 1.75%	203,000	221,330.90
	DENMARK - BULLET 1.75%	680,000	741,404.00
小計		883,000	962,734.90
			(17,146,308)
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5%	340,000	328,678.00
	MEXICAN BONOS 5.75%	1,600,000	1,414,713.44
小計		1,940,000	1,743,391.44
			(10,024,500)
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 4%	952,000	1,007,787.20
	POLAND GOVT BOND 4%	1,721,000	1,821,850.60
小計		2,673,000	2,829,637.80
			(90,463,520)
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8.25%	835,000	800,431.00
	REP SOUTH AFRICA 8.25%	1,586,000	1,520,339.60
小計		2,421,000	2,320,770.60
			(21,281,466)
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 6.25%	286,000	461,283.68
	DEUTSCHLAND REP 6.25%	60,000	96,772.80
	DEUTSCHLAND REP 6.25%	738,000	1,190,305.44
	BTPS 9%	95,000	136,230.00
	BTPS 9%	1,439,000	2,063,526.00
	BTPS 6.5%	4,000	5,568.00
	BTPS 6.5%	70,000	97,440.00
	BTPS 4.75%	58,000	75,504.40
	BTPS 4.75%	141,000	183,553.80
	FRANCE O.A.T. 3.75%	234,000	263,671.20
	FRANCE O.A.T. 3.75%	40,000	45,072.00
	FRANCE O.A.T. 3.25%	12,000	15,922.80
	FRANCE O.A.T. 3.25%	142,000	188,419.80
	FRANCE O.A.T. 3.25%	238,000	315,802.20
	SPANISH GOV'T 5.5%	167,000	195,865.95
	SPANISH GOV'T 4.8%	191,000	236,267.00
	SPANISH GOV'T 5.9%	222,000	303,895.80

	SPANISH GOV'T 5.9%	328,000	448,999.20	
	SPANISH GOV'T 6%	7,000	10,047.80	
	SPANISH GOV'T 5.15%	39,000	58,542.90	
	SPANISH GOV'T 5.15%	66,000	99,072.60	
	BELGIAN 0315 4%	944,000	986,385.60	
	BELGIAN 0332 2.6%	13,000	14,700.40	
	BELGIAN 0332 2.6%	100,000	113,080.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	35,000	50,512.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	150,000	216,480.00	
	REP OF AUSTRIA 3.9%	711,000	783,877.50	
	FINNISH GOV'T 3.5%	331,000	369,727.00	
	FINNISH GOV'T 3.5%	130,000	145,210.00	
	FINNISH GOV'T 4%	20,000	24,984.00	
	FINNISH GOV'T 4%	50,000	62,460.00	
	IRISH GOVT 5.4%	86,000	113,975.80	
	IRISH GOVT 5.4%	120,000	159,036.00	
小計		7,267,000	9,532,191.67	
			(1,264,635,868)	
国債証券計			2,964,021,944	
			(2,964,021,944)	
合計			2,964,021,944	
			(2,964,021,944)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券7銘柄	37.6%	39.2%
カナダドル	国債証券2銘柄	2.1%	2.1%
オーストラリアドル	国債証券3銘柄	2.1%	2.2%
イギリスポンド	国債証券3銘柄	7.0%	7.2%
シンガポールドル	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券2銘柄	1.4%	1.5%
デンマーククローネ	国債証券1銘柄	0.6%	0.6%
メキシコペソ	国債証券2銘柄	0.3%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	2.9%	3.1%
南アフリカランド	国債証券1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券18銘柄	41.0%	42.7%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成30年2月21日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	3,075,390,224	-	3,010,383,708	65,006,516
	米ドル	1,190,067,661	-	1,171,335,509	18,732,152
	カナダドル	66,921,175	-	64,120,451	2,800,724
	オーストラリアドル	68,293,972	-	65,989,063	2,304,909
	イギリスポンド	223,296,810	-	216,788,256	6,508,554
	シンガポールドル	13,118,003	-	12,845,985	272,018
	スウェーデンクローナ	46,284,995	-	44,302,077	1,982,918
	デンマーククローネ	17,617,152	-	17,195,095	422,057
	メキシコペソ	10,579,577	-	10,381,193	198,384
	ポーランドズロチ	93,059,759	-	91,045,084	2,014,675
	南アフリカランド	21,296,848	-	21,214,681	82,167
	ユーロ	1,324,854,272	-	1,295,166,314	29,687,958
	合計	-	-	-	65,006,516

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2【ファンドの現況】

(2018年3月30日現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	359,840,553 円
負債総額	478,930 円
純資産総額 ( - )	359,361,623 円
発行済口数	364,459,883 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.9860 円
(1万口当たり純資産額)	(9,860 円)

(参考)

. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	11,155,357,253 円
負債総額	1,756,102,632 円
純資産総額 ( - )	9,399,254,621 円
発行済口数	4,400,610,967 口
1口当たり純資産額 ( / )	2.1359 円
(1万口当たり純資産額)	(21,359 円)

. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	31,276,228,378 円
負債総額	2,151,997,324 円
純資産総額 ( - )	29,124,231,054 円
発行済口数	20,406,141,187 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4272 円
(1万口当たり純資産額)	(14,272 円)



## ．明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	9,927,992,664 円
負債総額	140,213,680 円
純資産総額（ - ）	9,787,778,984 円
発行済口数	4,426,902,646 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2110 円
（1万口当たり純資産額）	（22,110 円）

## ．明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	22,729,511,139 円
負債総額	730,059,937 円
純資産総額（ - ）	21,999,451,202 円
発行済口数	9,941,593,885 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2129 円
（1万口当たり純資産額）	（22,129 円）

## ．明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

## 純資産額計算書

資産総額	3,410,957,713 円
負債総額	1,785,452,056 円
純資産総額（ - ）	1,625,505,657 円
発行済口数	1,643,030,518 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9893 円
（1万口当たり純資産額）	（9,893 円）

## ．明治安田マネープール・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	1,708,823,652 円
負債総額	25,462 円
純資産総額（ - ）	1,708,798,190 円
発行済口数	1,704,744,269 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0024 円
（1万口当たり純資産額）	（10,024 円）

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成30年3月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	152 本	1,405,747,940,016 円
単位型株式投資信託	2 本	3,403,285,528 円
合 計	154 本	1,409,151,225,544 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,954,092	8,899,403
前払費用	113,438	124,738
未収入金	-	33
未収委託者報酬	756,595	763,283
未収運用受託報酬	130,048	125,850
未収投資助言報酬	221,366	213,802
その他	176	25
流動資産合計	10,175,717	10,127,137
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 76,958	<sup>1</sup> 70,202
器具備品	<sup>1</sup> 80,915	<sup>1</sup> 63,906
建設仮勘定	-	7,909
有形固定資産合計	157,874	142,018
無形固定資産		
ソフトウェア	40,629	44,445
電話加入権	6,662	6,662
その他	90	49
ソフトウェア仮勘定	-	8,000
無形固定資産合計	47,383	59,157
投資その他の資産		
投資有価証券	1,334	1,153
長期差入保証金	106,597	109,020
長期前払費用	1,596	1,315
前払年金費用	13,563	48,679
投資その他の資産合計	123,093	160,168
固定資産合計	328,350	361,344
資産合計	10,504,067	10,488,482

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	13,239	40,627
未払金	476,548	473,405
未払収益分配金	120	124
未払償還金	7,137	7,137
未払手数料	269,575	260,130
その他未払金	199,713	206,013
未払費用	25,383	28,001
未払法人税等	178,703	261,995
未払消費税等	60,179	48,690
賞与引当金	96,974	106,594
流動負債合計	851,028	959,315
固定負債		
繰延税金負債	10,751	20,955
資産除去債務	28,469	28,843
固定負債合計	39,221	49,799
負債合計	890,249	1,009,114
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,924,067	1,789,505
利益剰余金合計	5,099,109	4,964,546
株主資本合計	9,613,892	9,479,330
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	74	36
評価・換算差額等合計	74	36
純資産合計	9,613,818	9,479,367
負債・純資産合計	10,504,067	10,488,482

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)	(自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		5,069,760		4,516,577
受入手数料		7,113		6,587
運用受託報酬		1,568,398		1,682,876
投資助言報酬		424,417		394,935
営業収益合計		7,069,689		6,600,976
営業費用				
支払手数料		2,175,264		1,686,614
広告宣伝費		34,668		41,134
公告費		129		258
調査費		1,202,427		1,111,296
調査費		475,403		511,550
委託調査費		727,023		599,746
委託計算費		320,967		329,669
営業雑経費		102,440		90,520
通信費		14,199		11,759
印刷費		77,321		65,240
協会費		7,844		7,911
諸会費		3,022		5,461
営業雑費		52		147
営業費用合計		3,835,897		3,259,493
一般管理費				
給料		1,300,274		1,413,977
役員報酬		54,210		62,291
給料・手当		1,014,214		1,096,641
賞与		231,849		255,044
その他報酬		6,583		2,281
賞与引当金繰入		96,974		106,594
法定福利費		200,082		219,445
福利厚生費		40,843		33,700
交際費		1,371		1,863
寄付金		200		200
旅費交通費		35,542		28,955
租税公課		35,014		58,480
不動産賃借料		113,302		118,968
退職給付費用		68,167		43,073
固定資産減価償却費		55,021		59,320
諸経費		179,502		193,509
一般管理費合計		2,132,880		2,280,370
営業利益		1,100,911		1,061,112

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成27年4月1日	（自	平成28年4月1日
	至	平成28年3月31日）	至	平成29年3月31日）
営業外収益				
受取利息		2,098		403
受取配当金		-		2
投資有価証券売却益		0		-
投資有価証券償還益		-		0
償還金等時効完成分		207		28
保険契約返戻金・配当金		<sup>1</sup> 1,109		<sup>1</sup> 1,097
為替差益		572		127
雑益		498		691
営業外収益合計		4,486		2,350
営業外費用				
投資有価証券償還損		-		372
雑損		132		163
営業外費用合計		132		535
経常利益		1,105,266		1,062,927
特別利益		-		-
特別損失				
固定資産除却損		<sup>2</sup> 233		<sup>2</sup> 0
特別損失合計		233		0
税引前当期純利益		1,105,033		1,062,927
法人税、住民税及び事業税		200,775		325,809
法人税等調整額		538		10,187
法人税等合計		200,236		335,997
当期純利益		904,796		726,929



## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231
当期変動額					
剰余金の配当			863,135	863,135	863,135
当期純利益			904,796	904,796	904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	41,661	41,661	41,661
当期末残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,572,208
当期変動額			
剰余金の配当			863,135
当期純利益			904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51	51	51
当期変動額合計	51	51	41,609
当期末残高	74	74	9,613,818

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892
当期変動額					
剰余金の配当			861,492	861,492	861,492
当期純利益			726,929	726,929	726,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	134,562	134,562	134,562
当期末残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	74	74	9,613,818
当期変動額			
剰余金の配当			861,492
当期純利益			726,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	111	111	111
当期変動額合計	111	111	134,451
当期末残高	36	36	9,479,367

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

- |   |
|---|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>  |
| <p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産<br/>定額法<br/>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br/>建物 8年～18年<br/>器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |

**3. 引当金の計上基準**

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

**4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項****消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## （貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	20,399千円	27,155千円
器具備品	250,057千円	282,865千円

## （損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,109千円	1,097千円

2 前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品233千円であります。

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

固定資産除却損の内容は、少額の為記載を省略しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	861,492,731円	45,613円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	861,492,731円	45,613円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	690,584,268円	36,564円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月28日

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,954,092	8,954,092	-
(2) 未収委託者報酬	756,595	756,595	-
(3) 未収運用受託報酬	130,048	130,048	-
(4) 未収投資助言報酬	221,366	221,366	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,334	1,334	-
(6) 長期差入保証金	106,597	106,320	277
資産計	10,170,034	10,169,757	277
(1) 未払手数料	269,575	269,575	-
(2) その他未払金	199,713	199,713	-
負債計	469,289	469,289	-

## 当事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,899,403	8,899,403	-
(2) 未収委託者報酬	763,283	763,283	-
(3) 未収運用受託報酬	125,850	125,850	-
(4) 未収投資助言報酬	213,802	213,802	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,153	1,153	-
(6) 長期差入保証金	109,020	107,974	1,045
資産計	10,112,513	10,111,468	1,045
(1) 未払手数料	260,130	260,130	-
(2) その他未払金	206,013	206,013	-
負債計	466,143	466,143	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,953,925	-	-	-
未収委託者報酬	756,595	-	-	-
未収運用受託報酬	130,048	-	-	-
未収投資助言報酬	221,366	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	334	-	-	-
長期差入保証金	-	-	-	106,597
合計	10,062,270	-	-	106,597

当事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,899,051	-	-	-
未収委託者報酬	763,283	-	-	-
未収運用受託報酬	125,850	-	-	-
未収投資助言報酬	213,802	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	115	-	-
長期差入保証金	-	-	109,020	-
合計	10,001,987	115	109,020	-

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,100	1,100	0
小計	1,100	1,100	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	234	309	74
小計	234	309	74

合計	1,334	1,409	74
----	-------	-------	----

## 当事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,153	1,100	53
小計	1,153	1,100	53
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,153	1,100	53

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	100,120	120	-

当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	11,517	千円
退職給付費用	68,167	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	70,213	"
前払年金費用の期末残高	13,563	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	525,902	千円
年金資産	539,738	"
	13,836	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	"
前払年金費用	13,563	"

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	＼
<hr/>		
(3) 退職給付費用		
簡便法で計算した退職給付費用	68,167	千円



当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	13,563	千円
退職給付費用	43,073	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	78,188	"
前払年金費用の期末残高	48,679	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	552,011	千円
年金資産	600,963	"
	48,952	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,679	"
前払年金費用	48,679	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,679	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,073	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰延資産償却超過額	2,764	千円	1,077	千円
賞与引当金繰入限度超過額	29,926	"	32,894	"
未払事業税	13,850	"	17,533	"
その他	18,825	"	19,453	"
繰延税金資産小計	65,366	"	70,959	"
評価性引当額	65,366	"	70,959	"
繰延税金資産合計	-	"	-	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	16	"
資産除去費用	6,598	"	6,033	"
前払年金費用	4,153	"	14,905	"
繰延税金負債合計	10,751	"	20,955	"
繰延税金負債の純額	10,751	"	20,955	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
法定実効税率	33.06%	%	-	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03	"	-	"
評価性引当額の増減	15.11	"	-	"
住民税均等割	0.21	"	-	"
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.08	"	-	"
その他	0.01	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.12	%	-	%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時(15年)としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	28,100 千円	28,469 千円
時の経過による調整額	369 "	374 "
期末残高	28,469 千円	28,843 千円

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	5,069,760	7,113	1,568,398	424,417	7,069,689

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,516,577	6,587	1,682,876	394,935	6,600,976



## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	387,032	未収投資助言報酬	203,706

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	310,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	361,136	未収投資助言報酬	197,202

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	509,017円74銭	501,899円03銭
1株当たり当期純利益金額	47,905円80銭	38,488円37銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,613,818	9,479,367
普通株式に係る純資産額（千円）	9,613,818	9,479,367
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
当期純利益（千円）	904,796	726,929
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	904,796	726,929
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,055,508
未収委託者報酬	865,088
未収運用受託報酬	354,395
未収投資助言報酬	225,679
その他	126,939
流動資産合計	9,627,611
固定資産	
有形固定資産	
建物	166,824
器具備品	156,525
建設仮勘定	105,371
有形固定資産合計	228,721
無形固定資産	
ソフトウェア	42,927
電話加入権	6,662
その他	38
ソフトウェア仮勘定	10,028
無形固定資産合計	59,656
投資その他の資産	
投資有価証券	1,068
長期差入保証金	181,690
長期前払費用	5,983
前払年金費用	70,172
投資その他の資産合計	258,914
固定資産合計	547,292
資産合計	10,174,903

当中間会計期間末  
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,137
未払手数料	297,918
未払法人税等	170,237
賞与引当金	109,798
その他	<sup>2</sup> 398,064
流動負債合計	983,157
固定負債	
資産除去債務	29,033
繰延税金負債	27,258
固定負債合計	56,292
負債合計	1,039,449
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,445,581
利益剰余金合計	4,620,623
株主資本合計	9,135,407
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	47
評価・換算差額等合計	47
純資産合計	9,135,454
負債純資産合計	10,174,903



## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成29年4月 1日	
至 平成29年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,206,332
受入手数料	2,968
運用受託報酬	863,735
投資助言報酬	210,395
営業収益合計	3,283,431
営業費用	
支払手数料	779,358
その他営業費用	839,600
営業費用合計	1,618,959
一般管理費	<sup>1</sup> 1,166,618
営業利益	497,853
営業外収益	<sup>2</sup> 2,092
営業外費用	<sup>3</sup> 1,815
経常利益	498,130
特別利益	-
特別損失	30
税引前中間純利益	498,099
法人税、住民税及び事業税	145,139
法人税等調整額	6,298
法人税等合計	151,438
中間純利益	346,661

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当中間期変動額					
剰余金の配当			690,584	690,584	690,584
中間純利益			346,661	346,661	346,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	343,923	343,923	343,923
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,445,581	4,620,623	9,135,407

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当中間期変動額			
剰余金の配当			690,584
中間純利益			346,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	10	10	10
当中間期変動額合計	10	10	343,912
当中間期末残高	47	47	9,135,454

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          8年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	30,533千円
器具備品	290,086千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	20,899千円
無形固定資産	11,286千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,164千円
3 営業外費用のうち主なもの	

時効成立後支払償還金

1,564千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月28日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	8,055,508	8,055,508	-
(2)未収委託者報酬	865,088	865,088	-
(3)未収運用受託報酬	354,395	354,395	-
(4)未収投資助言報酬	225,679	225,679	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	1,068	1,068	-
(6)長期差入保証金	181,690	180,381	1,309
資産計	9,683,430	9,682,121	1,309
(1)未払手数料	297,918	297,918	-
負債計	297,918	297,918	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,068	1,000	68
小計	1,068	1,000	68
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,068	1,000	68

## 2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	112	12	-

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	28,843千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	189千円
当中間会計期間末残高	<u>29,033千円</u>

## (賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,206,332	2,968	863,735	210,395	3,283,431

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	483,690円07銭
1株当たり中間純利益金額	18,354円48銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
中間純利益金額(千円)	346,661
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	346,661
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

(平成29年3月31日現在)

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**(2) 販売会社**

(平成29年3月31日現在)

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
株式会社武蔵野銀行	45,743	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡中央銀行	2,000	
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

**(2) 販売会社**

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**3【資本関係】****(1) 受託会社**

該当事項はありません。

**(2) 販売会社**

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

**1. 名称、資本金の額及び事業の内容**

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 平成29年3月31日現在、10,000百万円  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**2. 関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

**3. 資本関係**

該当ありません。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

平成29年6月12日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月13日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）の平成29年2月22日から平成30年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）の平成30年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。